

議案第62号

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のと  
おり改正する。

令和2年11月30日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

一般職の職員については、人事院が行った給与勧告に基づき所要の改正を行うが、1年間の有期雇用となる会計年度任用職員については、年度中途での雇用に関する条件は変更しないこととする。

2 改正内容

令和3年度から期末手当の支給率を引き下げ

支給月数を0.05月引下げ（現行2.60月⇒改定2.55月）

3 附則

・公布の日から施行する。

・特例措置

期末手当について、令和2年12月の期末手当の支給月数については従前のとおり1.30月とする。

(参考)

|               |          | 6月期          | 12月期          |
|---------------|----------|--------------|---------------|
| 令和2年度<br>期末手当 | 会計年度任用職員 | 1.300月（支給済み） | 1.300月（現行どおり） |
| 令和3年度<br>期末手当 | 会計年度任用職員 | 1.275月       | 1.275月        |

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月13日条例第11号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)   | (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)   |
| 第12条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これら日の日が日曜日又は土曜日に当たるとときは、それぞれの直近の金曜日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 | 第12条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6ヶ月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。   |
| 2及び3 略   | 2及び3 略   |
| 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。  | 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の80を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 |
| (1) 6箇月 100分の100<br>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80<br>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60<br>(4) 3箇月未満 100分の30  | (1) 6箇月 100分の100<br>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80<br>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60<br>(4) 3箇月未満 100分の30                      |
| 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死  |  |

した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

6 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の在職期間の算定、支給制限及び支給の一時止めについては、常勤の職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第22条 第12条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について同じ。この場合において、同条第5項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

2 令和2年12月に支給する期末手当については、改正後の条例第12条第4項中「100分の127.5」とあるのは「100分の130」とする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第22条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6ヶ月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略